

## 令和6年第13回岐阜市教育委員会定例会会議録（案）

1 日 時 令和6年12月18日（水曜日）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 岐阜市役所6階 6-1大会議室

3 出席者 水川教育長、伊藤委員、加藤委員、岡本委員、小森委員

4 説明及び職務のために出席した事務局の職員

野田事務局長、小出教育統括審議監

塩田義務教育学校整備審議監兼教育施設課長、

中田義務教育審議監兼学校指導課長、

吉元学校教育デジタル化推進審議監兼学校指導課GIGAスクール推進室長、

今井教育政策課長、後藤学校指導課主幹兼教育推進係長、

歳藤学校安全支援課長、山田学校安全支援課教育主管、

森学校安全支援課主幹、高橋幼児教育課長、

藤井加納幼稚園長、広瀬岐阜東幼稚園長、杉山学校給食課長、

松山岐阜商業高等学校事務長、西沢科学館主幹、松村社会・青少年教育課長、

真野教育政策課政策係長、宇野教育政策課庶務係長、勝野教育政策課副主査、

森教育政策課主事、飯田教育政策課主事

5 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の報告、修正及び承認

第3 会議録署名者の指名

第4 諸般の報告

---

(1) 臨時代理の報告 岐令和6年度岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会  
の意見について（教育政策課）

---

(2) 臨時代理の報告 岐阜市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の任免  
について（社会・青少年教育課）

---

※(3) 臨時代理の報告 岐阜商業高等学校事務職員の分限処分について（岐阜商  
業高等学校）

---

## 第5 議事

---

- ※(1) 第67号議案 岐阜市教育委員会附属機関委員の任免について（科学館）
  - ※(2) 第68号議案 岐阜市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の任免について（教育政策課）
- 

## 第6 その他

---

- (1) 令和6年第5回（11月）岐阜市議会定例会質問及び答弁の概要について（教育政策課）
  - ※(2) 令和7年度教育委員会分当初予算要求（案）について（教育政策課）
  - ※(3) 長期休業期間の見直しについて（学校指導課）
  - ※(4) 変形労働時間制の導入について（学校指導課）
  - ※(5) 就学援助の追加認定状況について（学校安全支援課）
  - ※(6) 令和5年度問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について（学校安全支援課）
- 

## 第7 閉会

### 6 会議に付した事件

「5 議事日程」のとおり

※については非公開にて会議

午後 1 時 30 分開会

**○水川教育長** 本日の出席者数が定数に達し、会議が成立いたしますので、ただいまから令和6年第13回教育委員会定例会を開会いたします。

なお、益子委員におかれましては、本日欠席の旨ご連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

前回の会議録は、前回の出席者により承認されました。

本日の会議録の署名者には、本日の出席者を指名いたします。

では、議事日程をご覧ください。

本日は、諸般の報告が3件、議事が2件、その他が6件となっております。

議事日程に、非公開で審議すべき案件が記載されていますが、このとおり扱うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○水川教育長** 非公開で審議すべき案件については、このとおり扱うものといたします。

それでは、日程第4、諸般の報告に参ります。

報告（1）臨時代理の報告について説明をお願いいたします。

**○真野教育政策課政策係長** （臨時代理の報告（1）令和6年度岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見についての説明）

**○水川教育長** ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。

続きまして、報告（2）臨時代理の報告について説明をお願いいたします。

**○松村社会・青少年教育課長** （臨時代理の報告（2）岐阜市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の任免についての説明）

**○水川教育長** ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。

次に、日程の第6、その他にまいります。

その他（1）について説明をお願いいたします。

**○真野教育政策課政策係長** （その他（1）令和6年第5回（11月）岐阜市議会定例会  
質問及び答弁の概要についての説明）

**○水川教育長** ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。

**○伊藤委員** 学校給食について、無償化を言われる議員さんが必ずいらっしゃいます。それに対して答弁されていますが、皆さんご存知のように食材費は高騰し続けていますので、国や県主体の減額ならよいと思いますが、市単体では厳しい財政の中で無理があると思います。豊田市のようにトヨタ自動車の財政収入があるなら無償化できるかもしれませんが、教育長の答弁だけでなく、岐阜市の財政から意見を言っていて、明確にご理解いただきたいと思います。私はおかわりしたくなる美味しい給食や地産地消の給食という付加価値の高い給食を提供してもいいと思います。

**○野田事務局長** 今回は教育長への質問ということで教育長が答弁されましたが、財務に関することですので、過去、市長にも質問が来ており答弁を行っております。

学校給食法に、設備等は設置者である岐阜市が負担、食材等の経費は保護者の負担とすることが規定とされていることを踏まえ、本市は、例えば1人1台タブレットや老朽化が進む学校施設関係の改修等に、しっかり投資していくというのが基本的なスタンスです。

なお、給食費は、前回、平成26年に改定して以降、物価上昇に対応するために献立に工夫を講じてきましたが、その対応に限界がきていたこともあり、今年度4月から10年ぶりに改定させていただきました。

今後は、物価動向を見ながら、3年程度で改定の要否を確認し、必要であれば機動的に給食費の改定を行っていくよう、昨年、有識者の方から答申いただきました。答申を踏まえ、子どもたちにきちんと量と質の両立した給食を提供していきたいと考えています。

**○岡本委員** 図書館司書と、ハートフルサポーターの研修の件で、基本的に市の方で研修の取り扱いに関して、引き続き検討していくということであると理解しました。世間では、同一労働同一賃金で、あくまで法令に義務付けられていない方たちの扱いは、おそらく岐阜市独自であくまで補完という位置づけだと思います。求められることがどんどん高まっていくと、正職員との境がすごく曖昧になって、結局同じようなことをやらないといけなくなり、研修等の話が出てくるのではないかと思います。このあたりの線引きや、今後こういう立場の方たちを、市教育委員会として、どのように遇していくのか、研修等を時間外に行くと保障や保険という話が出てくるとなかなか難しいと思ったのですが、見解を教えてくださいたいと思います。

**○中田義務教育審議監兼学校指導課長** 図書館司書については、以前、図書整理員とい

う名前で、学校の図書館の本の整理整頓、貸し出しの受付等をやることで雇用しております。それが学校図書館法で学校司書という位置づけで、公の図書館と連携を図りながら学校の図書館業務を行い、研修もできる限り設置者として位置づけなければいけない流れになってきております。それを踏まえて、年2回の研修と、中央図書館で、図書館司書の研修を行っています。そのような研修を紹介しながら、少しずつ力量を高めていく場を設けております。

ハートフルサポーターや特別支援教育介助員につきましても同様で、子どもたちとどのように関わっていくとよいか知見を少しでも高めてもらい、子どもたちと接し、教員のサポートをしていただけるように研修を位置づけております。

ただ、現在学校のタブレットを使いオンラインでの研修も可能で、それぞれの役割を持った人たちがブレイクアウトルームでお互いの話をすることもできるような状況になってきており、来年度以降の研修のあり方については、現場を離れなくてもできるもので検討を進めている状況です。

**○岡本委員** 確かに研修に関しては、実地がいいものと、オンラインでできるものと、中身によって分けた方がよいかと思います。コロナもあって様々な働き方改革や、効率化の中で、オンラインによって移動時間、リスクやコストの削減ができ、コロナが開けてリアルの寄り戻しが今ある中、社会全体でも今後どうしていくかはこれから議論になっていくことだと思います。議員さんも含めて、かなり個人の価値観が反映されるところだと思いますので、状況を見ながら対応していただければと思います。こういった研修の義務化については、あくまで任意で進めていくということによろしいでしょうか。

**○中田義務教育審議監兼学校指導課長** はい、そのとおりです。

**○水川教育長** 教育基本法に「絶えず研究と修養に努める」とありますので、教育に関わる者にとって研修は極めて重要だと思います。保護者、常勤講師、非常勤講師等、勤務形態もいろいろですので、その中で合理的な方法を考えながらきちんと勉強していく体制は整えていく必要がありますので、また工夫してまいります。

**○伊藤委員** 資格取得をした場合の処遇は特別に変わらないということでしょうか。

**○中田義務教育審議監兼学校指導課長** 今のところは変わりません。

**○水川教育長** 採用時の教員免許所持等ではありますが、途中からはないです。

**○小森委員** 犯罪防止対策について、「市内中学校5校において、SNSの使い方と闇バイ

ト防止の研修を実施する予定で、今後全ての中学校において犯罪防止の指導を行っていく」とあり、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。特に闇バイトに関連しては、それに加担する年齢が非常に下がっていて、昔は大学生が行っていたのが、少し前は高校生で、今は中学生が入ってきて、我々の世代が見ている SNS と、小・中学生が見ている SNS の世界は、捉え方が全く違って非常に危機感を持っています。事案も低年齢化が進んで、本来的な勉強ではない部分ではあるものの、やはり教育機関である学校として関わっていく一つとして位置づけなければいけないと思います。特に義務教育の段階で危険性や、心構えを勉強する機会が必要だと思っているので、こういう取り組みは非常にありがたいと思います。

確認ですが、今回の市内中学校 5 校は研修を希望されたのでしょうか。個人的にはぜひ全ての中学校でこういう取り組みをされるとよいと思いますが、その他の中学校でも外部講師を招いて取り組みをされるのか等、どのような指導を考えているのか教えていただきたいです。

**○歳藤学校安全支援課長** 5 校については、事務局から是非どうですかとお願いしたところ、学校が直接連絡をとって交渉して計画したものです。県警や岐阜市内の警察署からも、10 月ぐらいから「お声かけいただければ、いつでも講師としてお伺いして闇バイトの話をさせてもらいます。」とおっしゃっていただいて、県教育委員会からの通知もあり、警察に 4 校、法務少年支援センターに 1 校講師となって研修をしていただくことになっています。紹介させていただきました。5 校以外の全ての中学校では、冬休み前までに、学活もしくは昼の放送等何らかの方法で闇バイトについて触れて注意喚起を図るようお願いしておりますが、引き続き、緊張感を持った専門家の講師が必要かと思いますので依頼していこうと思っています。

**○小森委員** 知識としての危険性については自分の子やまわりの子に聞いても、「もちろん闇バイトはいけないとわかっている」と抽象的には言いますが、その場になると気付けない、もう引けないとなることがあります。具体的な心理状態を想定して 1 回シュミレーションした経験があるかどうかは違うと思うので、現実の事例や専門家のお話で、全ての中学校で臨場感ある教育の機会を持っていただけるとありがたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

**○歳藤学校安全支援課長** 校長を含め管理職も緊張感を持って、自分の学校の子どもたちにもあり得ることだとどれだけ思えるかだと思うので、働きかけていきたいと思います。

**○加藤委員** GIGA スクール構想の 1 人 1 台タブレット端末は、使い方を吟味する間もな

く、コロナ禍で急速に進めて、きちんとしたルールもなく、ある意味なし崩し的に広がった状況だと思います。

タブレットを遊びに使っている子がすごく多く、外来に来る子も勉強すると言って部屋に持ち込んで、ゲームをして、それが普通になっています。子どもたちは一日中タブレットや携帯をさわっていて、今は小学生の子どもたちもこういう世界にどっぷりつかっています。友達とのコミュニケーションをとったりもするので、難しいところもありますが、一旦、現状をきちんと把握して、ある程度ルールのことを決めていく必要があると強く思います。

オーストラリアでは、子どもが SNS を利用することを禁止しました。日本では小学生でもインスタグラムを利用したり、裏アカウントを作成する等、凄まじい勢いで子どもたちへ浸透しています。大人が全然わかっていない現状を考えると、やはり現状把握を急がないと本当にまずい時代になると感じています。更新の時期がきているということなので、5年間の振り返りをしっかりする必要があると思います。

**○吉元学校教育デジタル化推進審議監兼学校指導課 GIGA スクール推進室長**      タブレットの活用で、学習面についてはアンケートやログで評価分析を進めており、使い方については、通信料が LTE 通信ですので、我々の方で把握できます。過度な通信の発生は、毎月点検して一定のレベルを超える使い方をしてる子どもたちは、学校の方で聞き取りをして場合によっては保護者も巻き込んで是正いただいています。

使い方についてはデジタル・シティズンシップ教育に基づいて児童生徒に加え保護者にアプローチを進めておりますが、まだ十分とは言えませんのでご指摘いただいたところも今後意識していきます。

タブレットは学習用ですので、危険なサイトや学習とは関係のないサイトには繋がらないようフィルタリングしており、アプリ等のインストールについても GIGA スクール推進室で審査して安全性を確保した上で使用させています。それでも抜け道を使った配布したタブレットの利用や、個人のスマホの使用はつかめておりませんので、これから研究していきたいと思います。

**○水川教育長**      安心安全と健康という両面があると思いますので、さらにきちんと見ていきたいと思っています。

**○伊藤委員**      今月、中学校の入学説明会で生徒指導の先生が、開口一番「入学して半年たつ頃に SNS の問題が大変出てきます。その場合、学校に相談することはできますが、学校では解決できません」「最終的にはスマホを買い与えた親の責任です」とはっきり言われました。研修は中学校 5 校ということですが、私は小学生の高学年から警察の方にお話しいただくことを、来年度ぜひやっていただきたいと思います。実際にショートメール等で息子た

ちの携帯にも入ってくる現状で、子どもたちはブロックしてよいのか返事してよいのかわからない状態です。闇バイトをやってはいけないとわかっているけど、どういう返答をすればよいかすらわからないので、概念的に「それはいけないことです」と教えるのではなく、どういう対応したらいいのか具体例を親にも子どもにも明確にさせていただけたらよいと思っています。「親が責任を取ってください」とはっきり言われましたが、親はどんな責任を持って子どもにスマホを与えればいいのか漠然としてわかりかねるのが現状です。スマート連絡帳でいろいろ回ってきますが、こういう大切なものは個人懇談のときに警察と一緒に作ったものを親に渡す等必要なのではないかと思います。フィルタリングはどうしたらいいか、闇バイトのメールが来たときはどうしたらいいか、SNS 上でのいじめはどうしたらいいかきちんと示していただく方が、利便性のために子どもにスマホは与えるけれど、親としては不安だということがなくなるので、不安を払拭して行動が伴うような手立てを、教育委員会と警察で作っていただけると、親としてはすごくありがたいと思っています。

オーストラリアの 16 歳未満が SNS を禁止することについて、罰則はないと思いますが、県や市によっては条例を作って厳格化しており、市教育委員会だけでできる問題ではないですが、本市としても厳しくすることが必要ではないかと思います。やはり SNS では、悪い方に引き込まれていくことと、いじめの 2 つの心配事が絶えずあります。小学生だと LINE で簡単に、気に入らないと簡単にブロックして、それを無視することと同じだとまだわかりません。リアルないじめと SNS 上のいじめと、どこが違ってどこか同じなのかを理解してもらうことがこれから必要だと思います。今後も警察、教育現場、そして家庭の全てが一丸となって実施していくことを強く進めていただきたいと思います。

**○中田義務教育審議監兼学校指導課長** いじめ防止対策推進法では、子ども同士がトラブルになって 1 人が嫌だと思えば、それは学校が対応しなければいけないことですので、SNS 上のいじめであっても学校の方で相談に乗り、解決に向かうよう働きかけていくことになっております。メールのやり取りや闇バイトからのメール等の対応については、学校でも相談にのってアドバイスすることはできると思いますし、警察へ行って一緒に相談しませんかという働きかけも学校の教員もできますので頼っていただければと思います。

ただ、スマホは保護者が契約して買い与えていることですので、学校からも注意喚起をしますが、やはり保護者からも、扱いについて話は必要ですので、我々教育現場から保護者の皆さんにきちんと広めていかなければいけないと思っています。

**○歳藤学校安全支援課長** 親の責任ももちろんありますし、学校外ということもありますが、SNS 絡みでいじめがあったとしたら、学校の中で全く何もなかったように仲良く過ごすことはなく、大抵学校生活の中何らかのトラブルが出てくることは多分にあるので、相談に乗りながら警察、学校、そして家庭と連携する姿勢を大事にしていきたいと思いま

す。

親がどう対応したらよいかという話ですが、闇バイト等、一度申し込んでしまって、家族の個人情報を知られて、後戻りできないということがありますが、近くの大人や警察、本市ではここタンを活用するなどいろいろな方法で、助けてくれるということを知らせていくことが大事だと思っています。具体的に保護者に説明できるような示し方が必要ということは今勉強させていただいたので、検討させていただきます。

**○加藤委員** やはり学校生活に何か出ると思います。私の外来はトラブルの子の宝庫という感じで、発達特性がある子、家庭環境にしんどさがある子は引っかけやすいです。なぜかという、発達障害の子は衝動性が高い、自閉症の子はイメージが弱いので、ネットの世界をイメージできない。だから、そのことがいじめに繋がるということが本当にわからない子がいます。それは駄目だよと言ってもわからない子たちに、どういう説明をしていくかはすごく大事で、やはり特別支援の知識がないとその指導ができません。

8割の子は引っかけられないものでも、やはり引がかかる子は何かある、そういう意味で気をつけてあげないといけない子たちは、やはり先生方もわかるかもしれないし、引かったことで実は何かストレスが溜まっていたということがわかる子もいるかもしれません。そのように、子どもたちを見る目線がやはり必要だと思います。「こういうことをやるとこんな大人になるよ」と脅しみたいにすることがありますが、子どものうちは失敗してもOKだから、今一緒に考えようというスタンスをぜひ伝えていただきたいと思います。

**○岡本委員** 廃校活用に関する見解について、これからいろいろ検討していくことだろうと思います。先日、私も飛騨の方で、廃校を活用してウイスキーを作って地域おこし等に活用されている方を拝見したのですが、必ずしもそういう方たちが活用したいわけではない事を考えると、何か一定の基準や施設に対する工事等、問題が起きないように慎重にその扱いに関しては検討していただきたいと思います。

**○今井教育政策課長** 国の方で廃校活用プロジェクトについて示されているところがありますので、その部分については参考例として考えています。しかし、廃校となると教育の財産から外れ市長部局の財産となりますので、どのように活用していくか、まずは市の内部で使えるものはないか考えさせていただきながら、民間で手を挙げられる方がいらしたときにどのように考えるか、用途地域の制限等もかかり、全ての業種がよいわけではないので、手を挙げられたときに一つ一つ検討していくというところです。

**○水川教育長** たくさんご意見いただきましたので、次の施策に生かしていきたいと思っています。

○水川教育長     それでは、以降の議事は、秘密会で進行します。

(以降、秘密会にて開催)

○水川教育長     それでは以上で本日の会議は終了です。

次回の会議の日程を確認いたします。

次回の会議は1月15日水曜日 午後1時からを予定しています。

詳細については改めて事務局よりお知らせをいたします

それでは以上をもちまして本日の定例会を閉会といたします。

午後3時30分閉会